

今年の10月から通知カードが送付されます

住民票の住所に、マイナンバーの「通知カード」が送られます。通知を確実にお受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なるかたは、住所変更の手続きをお願いします。

※送付者は、国が委託している地方公共団体情報システム機構になります。(以下、機構)

希望者には個人番号カード（マイナンバーカード）を交付します

個人番号カードを希望するかたは、通知カードと同封の交付申請書に写真添付、署名、捺印をして、機構まで郵送してください。平成28年1月から市役所の窓口で交付します。



個人番号カードの表面（イメージ）

- ・初回発行手数料は無料です（電子証明書代含む）。
- ・e-Tax等の電子証明書が標準搭載されます。
- ・公的身分証明書としてご利用できます。

※詳細は、同封の書類をご確認ください。

電子証明書（税e-TAXや茨城電子申請など）をご利用のかたへ

住基カード向け電子証明書の発行・更新は、平成27年12月22日(火)午後5時をもって終了となります。

なお、現在住基カードを身分証明書としてご利用されているかたは、有効期限満了日までご利用いただけます。

マイナンバーについてより詳しく知りたいかたへ

国では、マイナンバーに関する最新情報を提供しています。

◆マイナンバー・ポータルサイト

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー公式ツイッター

https://twitter.com/mynumber_pr

◆マイナンバーコールセンター(有料)

☎0570-20-0178

外国語(英語)対応

☎0570-20-0291

午前9時30分～午後5時30分

(土・日曜日、祝日を除く)

■お問合せ ・総務課 岩井仮設庁舎 内線1293 ・市民サービス課 岩井仮設庁舎 内線1722